

「永住者の現状等について」に関する論点についての意見

市 川 正 司

「永住者の現状等について」（以下、「資料」といいます）4～5頁の永住者の在り方に関する世論調査と今後の永住者の在り方に関する論点について、若干の意見を述べます。

1 永住者に関する視点について

2018年に出入国管理及び難民認定法の改正と「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、特定技能を初めとした外国人の受入れと、受け入れた外国人が日本社会の中で共生するための方策の方向性が示されました。受け入れた外国人は、帰国する者だけではなく、日本に定住して日本社会の一員として統合されていく者もあり、永住者の増加は、外国人の受入れと日本社会での共生ということの一つの帰結として捉えられるものと考えます。

このような視点から政策の在り方を問い、考えていくことの中から、永住者の数、今後の推移なども検討することが必要と考えます。

2 永住許可の基準について

2019年5月、資料3頁にある永住許可に関するガイドラインが改定され、例えば「公的義務（納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務）を適正に履行していること」と詳細なものとなり、これを受けて、「日本人の配偶者等」の在留資格の方については直近3年分、就労関係の在留資格の方については直近5年分の納税証明書の提出、公的年金の保険料についてはいずれの在留資格の方も直近2年分の納付状況を証明する資料の提出を求めるようになっていきます。

居住期間の要件としても、日本のように10年間の居住を要するという国は世界的にも少なく、イギリス、ドイツ、韓国等は5年となっています。

「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」という要件についても、実務家の中では300万円程度以上の年収などが目安として設定されていると考えられています。

このように、世論調査で懸念されているような事項については現状の審査でチェックされている部分が多く、永住許可率が下がっていることの原因についてもこのような審査の厳格化があるという実務家もあり、現状の運用の推移を見定める必要があると考えます。

3 永住者の在留資格の取消しについて

(1) 在留資格取消制度と退去強制制度の存在と運用

現行制度において、永住者についても在留資格取消制度が適用され、過去の上陸時に不実の内容が記載された書面が提出されたとして、永住審査中、あるいは永住許可後に取り消されることがあります。また、特別永住者については退去強制となる場合を限定する特例が認められていますが、永住者については、退去強制事由があれば、他の外国人同様、退去強制手続が開始されることとなっており、罪を犯して無期又は一年を超える懲役は禁錮に処せられた者なども退去強制されることとなっています。

これらの制度以上に、他の在留資格に上乘せする形で、永住者についての在留資格取消事由を設ける必要があるのか、慎重に吟味するべきと考えます。

(2) 永住許可時点の事情が変わった場合の在留資格取消の可否

人生の中で、失業や事業の失敗などにより一時的に収入が途絶えたり、公的扶助の支援を受けることはありうることでありますが、永住者について、例えば生活保護を受給することになれば在留資格を取り消されるということになってしまうと、収入の一時的な減少が家族の生活の基盤となる日本での在留自体を失うことにつながることであります。永住者やその家族は、長期にわたって日本に滞在し、帰国してももはや生活の基盤がない、子どもたちに至っては言葉もわからないということもありえ、深刻なダメージを受けることとなります。

永住許可時点の状況が維持されていなければ永住者の在留資格が取り消されることがあるというメッセージは、これから日本で長期にわたって就業したり事業を起こそうという外国人に対しても、入国を躊躇させることにならないか、懸念されます。したがって、この点については消極的に考えています。

以上